



医療費が高額になりそうなとき



- 1カ月の医療費の保険診療に係る自己負担金が、次ページの「自己負担上限額」を超えた場合、超えた額が高額療養費として支給されます。
ひかり協会からはこの高額療養費制度を使っていただき、残りの自己負担額への援助となります。
 - また「**限度額適用認定証**」を医療機関の窓口で提示すると、窓口での支払いが高額療養費制度の上限額までになります。
 - 高額療養費の支給や「**限度額適用認定証**」の交付は、健康保険証に書いてある連絡先（保険者）で手続きを行ってください。
- ➡ 協会へ医療費を申請されるときは、この「**限度額認定証**」の **コピーを申請書に添付し、一緒にお送りください。**



高額療養費の自己負担上限額

69歳以下であっても後期高齢者医療制度の方は、70歳以上の所得区分になります。

所得区分	健保：標準報酬月額 国保：所得要件	ひと月の上限額（世帯ごと）		多数該当 （4回目以降）
69歳以下	ア 健保：83万円以上 国保：901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%		140,100円
	イ 健保：53万～79万円 国保：600万～901万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%		93,000円
	ウ 健保：28万～50万円 国保：210万～600万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%		44,400円
	エ 健保：26万円以下 国保：210万円以下	57,600円		44,400円
	オ 市区町村民税の非課税者等	35,400円		24,600円
所得区分	標報：標準報酬月額 課税所得：所得要件	外来（個人ごと）	ひと月の上限額 外来＋入院（世帯ごと）	多数該当 （4回目以降）
70歳以上	Ⅲ 標報：83万円以上 課税所得：690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%		140,100円
	Ⅱ 標報：53万円以上 課税所得：380万円以上	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%		93,000円
	Ⅰ 標報：28万円以上 課税所得：145万円以上	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%		44,400円
	一般 標報：26万円以下 課税所得：145万円未満等	18,000円 （年144,000円）	57,600円	44,400円
	非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金年収80万円以下など）	15,000円	—		



こんな時ご注意ください



限度額適用認定証をとっていても、**世帯合算**や**多数該当**になったとき、再度手続きが必要となる場合があります！

多数該当とは？

直近12ヵ月で3回以上の高額療養費の利用があった場合は、**4回目以降**の自己負担額が変わります。

69歳以下の方の場合

（合算の例）

A病院	50,000円
a薬局	20,000円
B病院	15,000円
b薬局	7,000円
C病院	3,000円

自己負担は月単位で集計され、複数の医療機関にかかって**それぞれ21,000円以上**の場合は高額療養費の対象になる場合もあります。また、同じ公的医療保険に加入している家族も21,000円以上の場合は合算されます。

高額療養費の合算の対象になる費用は
50,000円＋20,000円＋15,000円＋7,000円＝92,000円

※院外処方薬の薬代も同一医療機関に含まれます。
※C病院3,000円は21,000円未満なので世帯合算の対象になりません。

70歳以上の方の場合

（合算の例）

A病院入院	49,000円
B病院外来	8,000円
C薬局	4,000円

自己負担は月単位で集計され、複数の医療機関にかかっている場合も**負担額にかかわらず**合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の対象となります。

高額療養費の合算の対象になる費用は
49,000円＋8,000円＋4,000円＝61,000円

※院外処方薬の薬代も含まれます。